

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県公衆衛生センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	犬の捕獲抑留業務等 補助業務	犬の捕獲抑留、犬猫 の引取り、犬猫の運 搬、飼養管理等の補 助業務	104,106,964	第167条の2第1項 第2号	本業務は、狂犬病予防法、動物の愛護及び 管理に関する法律、宮崎県犬取締条例及び宮 崎県動物の愛護及び管理に関する条例に基づ く業務を委託するものである。 一般財団法人宮崎県公衆衛生センターは、 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲抑留及び処分 並びに動物の愛護及び管理に関する法律に基 づく犬猫の引取り及び適正飼養教室等の委託 事業内容を一貫して行える唯一の機関であ り、県内で本業務の遂行が可能な者は他に ないことから、随意契約を締結することとし たものである。	福祉保健部 衛生管理課
2	動物愛護センター 犬・猫譲渡等推進事 業	負傷動物治療・対応 強化、譲渡推進体 制・機能強化	2,794,341	第167条の2第1項 第2号	本業務は、①負傷動物の治療及び健康診断 等、②動物愛護センター等での犬・猫のしつ つけの巡回指導など、高い専門性が必要とな る業務であり、②については、動物愛護セン ターの他各保健所等県下全域において狂犬病 予防員及び狂犬病予防技術員・動物愛護指 導員に対して行うこととなる。本業務の目的 である殺処分を減少させるため、①及び②を 連携させ、総合的に実施することにより、譲 渡を効果的に実施することとしている。 一般財団法人宮崎県公衆衛生センターは、 県内全域において別途「犬の捕獲抑留業務等 補助業務」を昭和43年から実施しており、動 物愛護センター等収容犬・猫のしつけにつ いてノウハウを有しており、譲渡推進のため の事業等を効果的に実施できる。本事業を 適切に実施できる事業者は県内には当事業 者以外にないことから、随意契約を締結す ることとしたものである。	福祉保健部 衛生管理課
3	食品衛生試験検査事 業	食品等の試験検査業 務(細菌検査、理 化学検査)	16,740,800	第167条の2第1項 第2号	本業務は、食品等の安全性を確保するた め、県内全域を対象として収去した食品等 の試験検査業務を委託するものである。 一般財団法人宮崎県公衆衛生センターは、 食品衛生法に基づく登録検査機関であり、 県内で同一検体について微生物及び理化学 (添加物、重金属、残留抗生物質等)の両 方の検査が可能な機関は他にないことか ら、随意契約を締結することとしたもので ある。	福祉保健部 衛生管理課